



平成 27 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 島 忠
代表者名 代表取締役社長 山 下 視 希 夫
(コード番号 8 1 8 4 東証第 1 部)
問合せ先 経理部部长 折本 和也
(TEL 0 4 8 - 6 2 3 - 7 7 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年10月9日開催の取締役会において、平成27年11月26日開催予定の当社第56回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成27年10月9日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成27年11月26日開催予定の当社第56回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものがあります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第35条第2項を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (3) 定款に定める章の構成を見直し、現行の「第4章 取締役会」と「第5章 取締役」を「第4章 取締役および取締役会」として統合することとし、これに伴い関係する条文を移設するとともに、「第8章 取締役および監査役の責任免除」に定める条文もあわせて「第4章 取締役および取締役会」に規定することに伴い該当の条文を移設する変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成27年11月26日(木) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成27年11月26日(木) |

以上

【別紙】 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所であります。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| 第 1 章 総則 | 第 1 章 総則 |
| 第 1 条～第 3 条 <条文省略> | 第 1 条～第 3 条 <現行どおり> |
| (機関の設置) 第 4 条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。 | (機関の設置) 第 4 条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。 |
| 第 5 条 <条文省略> | 第 5 条 <現行どおり> |
| 第 2 章 株式 | 第 2 章 株式 |
| 第 6 条～第 10 条 <条文省略> | 第 6 条～第 10 条 <現行どおり> |
| 第 3 章 株主総会 | 第 3 章 株主総会 |
| 第 11 条～第 16 条 <条文省略> | 第 11 条～第 16 条 <現行どおり> |
| 第 4 章 取締役会 | 第 4 章 <u>取締役および取締役会</u> |
| <現行定款第 22 条より移設し、一部変更> | (員数) 第 <u>17</u> 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、20 名以内とする。 |
| <新設> | ② <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u> |
| <新設> | (選任) 第 <u>18</u> 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> |
| <現行定款第 23 条第 1 項より移設> | ② 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|-------------------------------|---|
| <p>＜現行定款第 23 条第 2 項より移設＞</p> | <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> |
| <p>＜現行定款第 24 条より移設し、一部変更＞</p> | <p>(任期) 第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |
| <p>＜新設＞</p> | <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> |
| <p>＜新設＞</p> | <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>＜現行定款第 25 条より移設＞</p> | <p>(役付取締役) 第 20 条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 ② 取締役会の決議をもって、取締役相談役若干名を選定することができる。</p> |
| <p>＜現行定款第 26 条より移設＞</p> | <p>(代表取締役) 第 21 条 取締役社長は、当会社を代表する。 ② 取締役社長のほか、取締役会の決議をもって当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> |
| <p>＜現行定款第 27 条より移設し、一部変更＞</p> | <p>(業務執行) 第 22 条 当会社の業務は、取締役社長がこれを統轄し、取締役副社長および専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(取締役会の権限) 第 17 条 < 条文省略 ></p> <p>(取締役会の招集) 第 18 条 取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対して会日より 3 日前に通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、更にこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意ありたるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 19 条 < 条文省略 ></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 20 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>< 新設 ></p> | <p>してその業務を分掌する。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(取締役会の権限) 第 23 条 < 現行どおり ></p> <p>(取締役会の招集) 第 24 条 取締役会を招集するには各取締役に対して会日より 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、更にこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意ありたるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 < 現行どおり ></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 27 条 <u>第 23 条の定めにかかわらず、取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(取締役会規程)</p> <p>第 <u>21</u> 条 < 条文省略 ></p> <p> < 新設 ></p> <p>< 現行定款第 35 条より移設し、一部変更 ></p> | <p>(取締役会規程)</p> <p>第 <u>28</u> 条 < 現行どおり ></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 <u>29</u> 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 <u>30</u> 条 当会社は、<u>会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第 4 2 3 条第 1 項の行為による</u>取締役 (取締役であった者を含む。) の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当会社は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、<u>会社法第 4 2 3 条第 1 項の行為による</u>当会社に対する損害賠償責任を<u>限定する旨の契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 取締役</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 <u>22</u> 条 当会社の取締役は 2 0 名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第 <u>23</u> 条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらな</p> | <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p>< 変更案第 17 条第 1 項へ移設し、一部変更 ></p> <p>< 変更案第 18 条第 2 項へ移設 ></p> <p>< 変更案第 18 条第 3 項へ移設 ></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>い。</p> <p>(任期)</p> <p>第 24 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>② 取締役会の決議をもって、取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 26 条 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>② 取締役社長のほか、取締役会の決議をもって当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(業務執行)</p> <p>第 27 条 当会社の業務は、取締役社長これを統轄し、取締役副社長および専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p> | <p>< 変更案第 19 条第 1 項へ移設し、一部変更 ></p> <p>< 変更案第 20 条へ移設 ></p> <p>< 変更案第 21 条へ移設 ></p> <p>< 変更案第 22 条へ移設し、一部変更 ></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>第 6 章 監査役会</u></p> | <p>< 削除 ></p> |
| <p>(監査役会の権限)</p> <p>第 28 条 <u>監査役会は法令および定款に定める事項のほか、監査役</u>の職務執行に関する事項を定める。ただし、<u>監査役</u>の権限の行使</p> | <p>< 削除 ></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---------------------|
| <p><u>を妨げることはできない。</u></p> | |
| <p><u>(監査役会の招集)</u></p> | |
| <p><u>第 29 条 監査役会を招集するには各監査役に対して会日より 3 日前に通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、更にこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意ありたるときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>< 削除 ></p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> | |
| <p><u>第 30 条 監査役会に関しては、本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | <p>< 削除 ></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>第 7 章 監査役</u></p> | <p>< 削除 ></p> |
| <p><u>(員数)</u></p> | |
| <p><u>第 31 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> | <p>< 削除 ></p> |
| <p><u>(選任)</u></p> | |
| <p><u>第 32 条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>< 削除 ></p> |
| <p><u>(任期)</u></p> | |
| <p><u>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> | <p>< 削除 ></p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> | |
| <p><u>第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> | <p>< 削除 ></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p data-bbox="236 208 746 241"><u>第8章 取締役および監査役の責任免除</u></p> <p data-bbox="180 304 515 338">(損害賠償責任の一部免除)</p> <p data-bbox="164 349 818 577">第<u>35</u>条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）<u>および監査役（監査役であった者を含む。）</u>の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p data-bbox="244 589 818 817">② 当社は、<u>社外取締役および社外監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p data-bbox="435 880 547 913"><新設></p> <p data-bbox="435 1021 547 1055"><新設></p> <p data-bbox="435 1503 547 1536"><新設></p> <p data-bbox="403 1693 579 1727"><u>第9章 計算</u></p> <p data-bbox="164 1787 611 1821">第<u>36</u>条～第<u>38</u>条 <条文省略></p> <p data-bbox="435 1883 547 1917"><新設></p> | <p data-bbox="1098 208 1209 241"><削除></p> <p data-bbox="898 349 1409 383"><変更案第30条へ移設し、一部変更></p> <p data-bbox="1010 880 1297 913"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p data-bbox="850 976 1201 1010"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="842 1021 1473 1249">第<u>31</u>条 <u>監査等委員会を招集するには各監査等委員に対して会日より3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、更にこの期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="922 1261 1473 1391">② <u>監査等委員全員の同意ありたるときは、招集の通知を省略して監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="850 1453 1121 1487"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="842 1498 1473 1628">第<u>32</u>条 <u>監査等委員会に関しては、本定款のほか監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="1066 1693 1241 1727"><u>第6章 計算</u></p> <p data-bbox="842 1787 1313 1821">第<u>33</u>条～第<u>35</u>条 <現行どおり></p> <p data-bbox="1121 1883 1185 1917">附則</p> <p data-bbox="850 1980 1345 2013"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p data-bbox="435 208 544 241"><新設></p> | <p data-bbox="842 208 1473 519"><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第56回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> |